

# 商品割賦販売契約約款

## 第1条（約款の適用）

1. 株式会社USEN（以下、「当社」といいます。）は、当社が販売する設備機器等（以下「本件物品」といいます。）の販売にあたり、本割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより本件物品の割賦販売に係る契約（以下「本契約」といいます。）の契約者（以下「契約者」といいます。）と本契約を締結します。
2. 当社は、1の商品ごとに1の商品割賦販売契約を締結します。

## 第2条（約款の変更）

当社は、以下の各号のいずれかに該当するときは、民法第548条の4の規定に基づき、本約款の変更により変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意することなく本契約の内容を変更できます。この場合において、割賦金の支払その他の条件は、変更後の本約款によるものとします。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

## 第3条（契約の成立）

1. 契約者は、本契約の申込みをするときは、本約款の内容を本契約の内容とすることに同意し、当社の指定するインターネットサイトまたは申込書（以下総じて「当社所定の申込書」といいます。）において必要事項を記入することによって申込手続を行うものとします。
2. 本契約は、当社が契約者からの申込内容の審査および承認を行い、本件物品の引渡し完了した後、当社が交付する返済計画表に記載の契約締結日をもって成立するものとします。
3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当するときは、契約者による申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 当社所定の申込書に虚偽の事実を記入したことが判明したとき。
  - (2) 契約者が別途当社及び契約者との間で本約款に基づき締結された契約に係る割賦金（第4条第4項に定めるものをいいます。）の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る商品割賦販売契約等の総数が当社の定める基準を超えるとき。
  - (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。

(5) その他当社が不適當であると判断したとき。

#### 第4条（契約内容）

1. 契約者は、契約者が当社所定の申込書に記入した支払回数・支払方法により本件物品の購入を申し込むものとします。
2. 本契約の支払回数・支払方法その他本件物品の購入にかかる契約条件は、返済計画表記載の内容とします。
3. 利息計算はアドオン方式によるものとします。
4. 割賦金（各回の本件物品の代金の支払金額をいい、以下同じとします。）と利息の合計額は、返済計画表に記載の分割支払金合計の額とします。

#### 第5条（引渡し及び所有権留保）

1. 本件物品は、契約者による申込みがなされた後、当社所定の申込書に表示または記載の時期を目安に、当社から契約者に引き渡されます。
2. 本件物品の所有権は、本件物品の代金が完済されるまで、当社に留保されます。
3. 契約者は、代金の完済に至るまで、本件物品をその用法に従って適切に使用し、当社のために善良な管理者の注意をもって保管するものとし、本件物品を担保に供し、譲渡し、又は転売してはならないものとします。

#### 第6条（代金及び支払方法）

契約者は、本件物品の割賦金を、返済計画表記載の支払期日までに、同記載の支払方法により当社（第19第2項の規定により当社が債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。

ただし、支払い日までに当該方法による支払いがない場合には、当社の指定する預貯金口座への振込、コンビニエンスストアでの支払いその他当社が認める方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該分割支払金等を受領した時点で、当社に対する支払いがされたものとします。

#### 第7条（早期完済の場合の特約）

契約者が分割支払金の支払いを遅滞なく履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、契約者は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額を当社に請求できるものとします。

#### 第8条（費用の負担）

1. 契約者は、当社に対する分割支払金等の支払いに要する費用（送金・振込手数料や

コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行所定の手数料等)を負担するものとします。

2. 契約者は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき、660円(税込)を上限とする金額を別に支払うものとします。
3. 契約者は、分割支払金の支払遅滞等契約者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込)を別に支払うものとします。
4. 当社が契約者に対して本約款16条1項1号、16条2項1号に基づく催告をしたときは、契約者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
5. 契約者は本契約の締結費用及び本契約に基づく権利の行使又は保全に要する費用を負担するものとします。
6. 契約者は、商品に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税等)・登録費用・修理費・所有権留保に係る費用・その他一切の費用を負担するものとし、販売店又は当社がこれを立て替えたときは、契約者は当該販売店又は当社に直ちに支払うものとします。
7. 本条に定める費用は、当社から請求のあったときに支払うものとします。

#### **第9条(公租公課)**

前条により当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合又は公租公課(消費税等)が変更された場合、契約者は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

#### **第10条(商品の引取り及び評価充当)**

1. 契約者が本約款16条により期限の利益を喪失した場合は、契約者は、事由のいかんを問わず、留保所有権に基づく当社からの商品引渡請求に異議なく同意します。
2. 契約者は、当社が前項により契約者から商品の引渡しを受けたときは、当社が客観的・相当と認めた価格をもって本契約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意します。なお、過不足が生じたときは、契約者と当社の間で、直ちに清算するものとします。
3. 当社が第1項により契約者より商品の引渡しを受けるときは、当社は商品に付加された物件を含めて引取ることができるものとし、契約者は、その物件に関する費用の償還又は賠償等の請求をしないものとします。

#### **第11条(見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約等の解除)**

契約者が見本・カタログ等を参照して申込みをした場合において、販売店から引渡された又は提供された商品・役務が見本・カタログ等とその性能、形状等の重要な部分が相違していることが明らかなきときは、契約者は速やかに販売店に対して商品の交換又は再提供を申し出るか、又は当該売買契約等の解除をすることができるものとします。な

お、売買契約等を解除した場合は、契約者は、速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

## 第 12 条 (保証人)

1. 本契約に基づく契約者の債務を保証する者（以下「保証人」といいます。）は、本契約について連帯保証し、本契約から生じる一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責を負います。
2. 当社が保証人の 1 人に対して履行の請求をしたときは、契約者及び他の保証人に対しても当該請求の効力が生じるものとします。

## 第 13 条 (情報提供)

1. 契約者は、本契約の締結に先立って、保証人（個人に限ります。）に対し、次の各号に定める情報を提供したこと及び当該情報が真実、正確であり、かつ不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、保証人（個人に限ります。）は、契約者から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 契約者の財産及び収支の状況
  - (2) 契約者が本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額及び履行状況
  - (3) 契約者が本契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
2. 契約者は、当社が保証人（契約者の委託を受けていない保証人を含みます。）から契約者の本契約に基づく債務の履行状況について照会を受けた場合には、当社が保証人に対して、民法第 458 条の 2 所定の情報を提供することについて異議ありません。
3. 契約者は、契約者が本約款 16 条に基づき期限の利益を喪失した場合には、当社が保証人に対して、民法第 458 条の 3 第 1 項に基づき、その旨を通知することについて異議ありません。

## 第 14 条 (危険負担・債務の履行の継続)

1. 本件物品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き当社の、引渡し後に生じたものは当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き契約者の負担とします。
2. 契約者は、本契約に基づく債務の完済までに、当該契約者と当社との本契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、返済計画表記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。
3. 当社は、契約者が本契約に基づく債務の履行を怠り、当該債務が履行されなかったときは、本契約を解除できるものとし、契約者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾するものとします。

4. 契約者は、商品割賦販売契約に基づく債務の完済までに当該商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、遅滞なく当社に通知するとともに、本契約に基づいて、債務の履行を継続するものとします。

#### 第 15 条（届出事項の変更）

1. 契約者は、当社に届け出た氏名又は名称、住所、連絡先その他の事項を変更した場合には、速やかに当社に通知するものとします。
2. 前項の通知がないことにより当社からの通知等が延達又は不到達となったときは、これらの通知等は通常到達すべき時に到達したものとみなすこととし、契約者はこれに同意するものとします。

#### 第 16 条（期限の利益喪失等）

1. 契約者において、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に契約者は本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。
  - (1) 割賦金の支払を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、期間内に支払わないとき。ただし、支払期間が2カ月を超えない支払方法の場合（以下「翌月1回払い」という。）及び据置1回払いの場合を除く。
  - (2) 契約者による本件物品の購入が、契約者にとって営業のためのものである等、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する場合は、契約者が割賦金の支払いを1回でも遅延し、当社から期限の利益を喪失させる旨の通知書面が発送されたとき。
  - (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
  - (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。
  - (6) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。
  - (7) 本約款第18条により、当社が本契約を解除したとき。
2. 契約者が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。
  - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき又は当社が相当な期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらずこれを行わないとき。
  - (2) 契約者の信用状況が著しく悪化したとき。
3. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当する場合には、何ら催告なく、直ちに本

契約を解除することができます。

#### 第 17 条（遅延損害金）

1. 契約者が、割賦金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
  - (4) 支払方法が翌月 1 回払以外の取引については、支払いを遅滞した割賦金の額に対し、年 20.0% を乗じた額と未払債務金額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。
  - (5) 売買契約等の目的・内容が契約者にとって営業のためのものである場合の取引については、年 20.0% を乗じた額。ただし、本契約が契約者にとって商行為となる場合は年 14.6% の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。
2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、割賦金の残額全額その他の金銭債務に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
  - (6) 前項第 1 号の取引については、法定利率を乗じた額。
  - (7) 前項第 2 号の取引については、年 14.6% を乗じた額。

#### 第 18 条（反社会的勢力の排除等）

1. 契約者及び保証人は、自ら、又は自らの株主・役員その他自らを実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます）であること。
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者及び保証人は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者又は保証人が第1項又は第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、契約者又は保証人に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、契約者又は保証人はこれに応じるものとします。
  4. 契約者又は保証人が第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること又は契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、契約者又は保証人との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、契約者及び保証人は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
  5. 第4項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下、これらを「損害等」という）が生じた場合には、契約者及び保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により契約者又は保証人に損害等が生じた場合であっても、契約者及び保証人は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。
  6. 第4項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、契約者又は保証人が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の各条項が適用されるものとします。

#### **第19条（本契約上の地位等の譲渡禁止）**

1. 契約者は、本契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の書面による事前の承諾なく、第20条（契約者の地位の承継）に定める場合を除き、第三者へ譲渡し又は引き受けさせることはできません。
2. 当社は、契約者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することができるものとします。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び当社が契約者の個人情報譲渡先に提供することをあらかじめ同意するものとします。

#### **第20条（契約者の地位の承継）**

1. 契約者の死亡等を原因とする相続、又は法人の合併若しくは会社分割により契約者の地位を承継した者は、承継したことを証明する書類を添えて、すみやかに当社所定の書類を当社に提出するものとします。
2. 契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性及び継続性が認められる場合に限り、前項の規定を準用します。

- ① 株式会社から持分会社へ、又は持分会社から株式会社への組織変更
- ② その他、重要な組織変更（支配株主の変更を含みます。）

#### **第 21 条（公的書類等の取得・提供の同意）**

1. 契約者及び保証人は、本契約に係る審査のため若しくは本契約成立後における債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、契約者及び保証人の住民票などを当社が取得し利用することに同意するものとします。
2. 契約者は、当社が、債権管理の目的のため、契約者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や公的書類等の提示又は提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

#### **第 22 条（合意管轄）**

本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 23 条（協議事項）**

本契約に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、契約者及び当社は、契約の趣旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

2024年1月26日 制定  
2024年2月26日 改定  
2024年3月 8日 改定  
2024年3月19日 改定  
2024年7月 1日 改定